


当日配布

庁議付議事案書

開催・平成27年12月16日

所管部課	子ども生活部 子育て支援課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市における個人番号の利用等に関する条例 東大和市児童育成手当条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>「東大和市における個人番号の利用等に関する条例」が施行されることに伴い、本規則に基づく児童育成手当の支給に関し、個人番号の提供を受けることとなるため所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号様式（第7条関係）に、個人番号記入欄及び配偶者氏名記入欄を追加。 ・第4号様式（第10条関係）に、個人番号記入欄を追加。 ・第15号様式（第19条関係）に、個人番号記入欄を追加。 <p>(2) 施行日</p> <p>平成28年1月1日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>特になし。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。